

家庭用温水暖房契約
(小売選択約款)

令和7年4月1日実施

若松ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適 用 条 件	2
5. 契約の締結および契約期間	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 設置の確認	4
10. そ の 他	4
附 則 1. 本選択約款の実施期日	5

(別表)

1. 適 用 区 分	6
2. 早収料金の算定方法	6
3. 料 金 表	7

家庭用温水暖房契約

1. 目 的

この選択約款は、家庭用温水暖房機器の普及を通じ負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この小売約款の変更

- (1) 当社は、この小売約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの小売約款の変更に異議がある場合は、この小売約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号（お客様番号）を記載します。
- (4) この小売約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1)「家庭用温水暖房機器」とは、エネルギー源にガスを使用し、4①の専用住宅または4②の併用住宅において、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。
- (2)「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (3)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金（税抜）または調整単位料金をいいます。
- (5)「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」・・・基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の②の規定に基づき記載するものです。

- (6)「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」・・・基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

家庭用温水暖房機器を以下のいずれかの条件で使用されること

- ①専用住宅で使用する場合
- ②併用住宅で業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用ガスメーターが設置されている場合で居住部分で使用する時

5. 契約の締結および契約期間

- (1)お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。
- (2)契約期間は、次のとおりといたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合の契約の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12月の定例検針日までといたします。
 - ②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更日の日の翌日からその変更日の属する月の翌月を起算月として12月の定例検針日までといたします。
 - ③契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異義のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12月の定例検針日まで、同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3)当社は、本契約の契約期間満了前に解約または一般ガス供給約款に定める契約への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ。）。
- (4)当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（一般ガス供給約款に定める契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

- (1)当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。
- (2)その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、お知らせした使用量のに基づき、別表の料金表（料金表の基本料金(税抜)、基準単位料金(税抜)又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金適用の開始日は、原則として契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、それまでの期間については一般ガス供給約款の料金表を適用いたします。ただし、他の選択約款からこの選択約款へ契約を変更する場合は、その選択約款の料金表を適用いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお調整単位料金の適用基準は、別表2. (2)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.083 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金(税抜)} - 0.083 \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額及び四半期は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

78,730円

- ② 平均原料価格

別表2. (2)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

平均原料価格

$$= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9502 \\ + \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0535$$

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 設置の確認

当社は、家庭用温水暖房機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅へ立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降一般供給約款を適用いたします。

10. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は平成 29 年 4 月 1 日から実施し、平成 29 年 4 月 1 日以降、ガス小売供給約款をあわせて適用します。

附 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、令和元年10月1日から実施します。

2. 本選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に支払業務が初めて発生する料金については、この選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

附則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和7年4月1日から実施します。

別 表

家庭用温暖房契約に適用する料金表

1.適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから21立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が21立方メートルを超え、40立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が40立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 早收料金の算定方法

(1) 早收料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金（税抜）または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定します。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりとします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早收料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表A

(1) 基本料金

1ヶ月につき	957.00円（税込）
	870.00円（税抜）

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	241.8460円（税込）
	219.8600円（税抜）

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。

4. 料金表B

(1) 基本料金

1ヶ月につき	1,963.50円（税込）
	1,785.00円（税抜）

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	193.9190円（税込）
	176.2900円（税抜）

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。

5. 料金表C

(1) 基本料金

1ヶ月につき	4,125.00円 (税込)
	3,750.00円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	139.8870円 (税込)
	127.1700円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

以上